



埼玉県報

第2207号

平成22年8月6日

金曜日

目次

条例

- [埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例のあらまし\(財政課\)](#)
- [埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例\(財政課\)](#)
- [職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(人事課\)](#)
- [職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例\(人事課\)](#)
- [埼玉県税条例及び法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてのあらまし\(税務課\)](#)
- [埼玉県税条例及び法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例\(税務課\)](#)
- [埼玉県環境科学国際センター条例の一部を改正する条例のあらまし\(環境政策課\)](#)
- [埼玉県環境科学国際センター条例の一部を改正する条例\(環境政策課\)](#)
- [水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例の一部を改正する条例のあらまし\(水環境課\)](#)
- [水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例の一部を改正する条例\(水環境課\)](#)
- [埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設条例のあらまし\(産業拠点整備課\)](#)
- [埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設条例\(産業拠点整備課\)](#)
- [埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例のあらまし\(県立学校人事課\)](#)
- [埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例\(県立学校人事課\)](#)
- [埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を](#)

[改正する条例のあらまし\(保健体育課\)](#)

- [埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例\(保健体育課\)](#)
- [埼玉県立げんきプラザ条例の一部を改正する条例のあらまし\(生涯学習文化財課\)](#)
- [埼玉県立げんきプラザ条例の一部を改正する条例\(生涯学習文化財課\)](#)

規則

- [埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則\(税務課\)](#)
- [埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則\(産業拠点整備課\)](#)
- [埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則\(田園都市づくり課\)](#)
- [埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則\(県立学校人事課\)](#)
- [職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則\(任用審査課\)](#)

訓令

- [埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令\(人事課\)](#)
- [埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令\(教委・総務課\)](#)

告示

- [職員用ノート型パーソナルコンピュータの賃貸借に係る一般競争入札の公告\(システム管理課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [行政書士の処分\(市町村課\)](#)
- [埼玉県競輪事務委託規程の一部を改正する告示\(県営競技事務所\)](#)
- [重勝式勝者投票法に係る事務の私人への委託に関する告示\(県営競技事務所\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業支援課\)](#)

- [指扇北土地改良区の土地改良事業（区画整理事業）計画の変更の認可\(農村整備課\)](#)
- [都市計画に関する公聴会の中止\(都市計画課\)](#)
- [和光北インター地域土地区画整理組合の定款の変更認可\(市街地整備課\)](#)
- [軽油引取税に係る特約業者の指定告示\(熊谷県税事務所\)](#)
- [県道飯積向古河線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道松戸草加線の供用開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [病院局職員用ノート型パーソナルコンピュータの購入に関する入札告示\(経営管理課\)](#)
- [平成二十二年度第二回技能検定員等資格審査に伴う公示\(運転免許課\)](#)

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十

二号）（財政課）

一 趣旨

行政組織の変更に伴い、埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の規定の整備をするための改正

二 内容

(一) 埼玉県手数料条例の一部改正

以下の手数料について、別表都市整備部の項から企画財政部の項へ移す。

- ・ 特定住宅用地認定申請手数料
- ・ 譲渡予定価額審査手数料
- ・ 不動産鑑定業者登録申請手数料
- ・ 不動産鑑定業者登録証明等手数料
- ・ 不動産鑑定業者更新登録申請手数料

(二) 埼玉県証紙条例の一部改正

(一)の改正にあわせ、別表の並び順を整理する。

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年八月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十二号

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例
(埼玉県手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表企画財政部の項に次の五号を加える。

<p>四 租税特別措置 法施行令(昭和 三十二年政令第 四十三号)第十 九条第十一項、 第三十八条の五 第九項又は第三 十九条の九十八 第九項に規定す る宅地の譲渡に 該当するもので あることについ ての認定の申請 に対する審査</p>	<p>特定住宅 用地認定 申請手数 料</p>	<p>四万七千円</p>
<p>五 租税特別措置 法施行令第十九 条第十二項第四 号、第三十八条 の五第十項第四 号又は第三十九 条の九十八第十</p>	<p>譲渡予定 価額審査 手数料</p>	<p>四万三千円</p>

<p>項第二号に規定する譲渡予定価額についての申出に対する審査</p>	<p>六 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第二十二條第一項の規定に基づく不動産鑑定業者の登録の申請に対する審査</p>	<p>七 不動産の鑑定評価に関する法律第二十二條第一項又は第三項の規定に基づく知事の登録を受けていることの証明又は国土交通大臣の登録を受けていることの確認</p>	<p>八 不動産の鑑定評価に関する法律第二十二條第三項の規定に基づく不動産鑑定業者の更新の登録の申請に対する審査</p>
	<p>不動産鑑定業者登録申請手数料</p>	<p>不動産鑑定業者登録証明等手数料</p>	<p>不動産鑑定業者更新登録申請手数料</p>
	<p>一万五千六百円</p>	<p>一通につき 四百円</p>	<p>一万二千四百円</p>

別表都市整備部の項第一号中「第百号」を「第九十五号」に改め、同項中第八十一号及び第八十二号を削り、第八十三号を第八十一号とし、第八十四号を第八十二号とし、第八十五号を第八十三号とし、第八十六号から第八十八号までを削り、第八十九号を第八十四号とし、第九十号から第九十八号までを五号ずつ繰り上げ、同項第九十九号中「第百一号」を「第九十六号」に、「第百二号」を「第九十七号」に改め、同号を同項第九十四号とし、同項中第百号を第九十五号とし、第百一号を第九十六号とし、同項第百二号中「第百号」を「第九十五号」に改め、同号を同項第九十七号とし、同項中第百三号を第九十八号とし、第百四号を第九十九号とする。

(埼玉県証紙条例の一部改正)

第二条 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項中第三百二十二号から第三百二十四号までを削り、第三百二十一号を第三百二十四号とし、第三百二十号を第三百二十三号とし、第三百十九号を第三百二十二号とし、第三百十七号及び第三百十八号を削り、第三百十六号を第三百二十一号とし、第一号から第三百十五号までを五号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第五号までとして次の五号を加える。

- 一 特定住宅用地認定申請手数料
- 二 譲渡予定価額審査手数料
- 三 不動産鑑定業者登録申請手数料
- 四 不動産鑑定業者登録証明等手数料
- 五 不動産鑑定業者更新登録申請手数料

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十三号）

（人事課）

一 趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、配偶者が育児休業をしている職員についても育児休業をすることができることとする等するとともに、規定の整備を行うための改正

二 内容

（一） 次のような職員についても、育児休業、育児短時間勤務、部分休業（以下、「育児休業等」という。）をすることができる制度の新設

ア 配偶者が育児休業等をしている職員

イ 配偶者が専業主婦（夫）である職員

（二） 子の出生の日から五十七日間（出生の日＋産後八週間）の期間内に育児休業をした職員について、同じ子について再度育児休業をすることができる制度の新設

（三） 夫婦が交互に育児休業をしたかどうかにかかわらず、職員が「育児休業等計画書」を提出して最初の育児休業をした後三月以上経過した場合に、再度の育児休業をすることができる制度の新設（育児短時間勤務も同様）

三 施行期日

公布の日

条 例

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年八月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十三号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号及び第六号を削り、同条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第二条の二 育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。

第三条の見出しを「（育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情）」に改め、同条第一号中「第五条第二号に掲げる」を「第五条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第四号中「当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の埼玉県人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員」を「三月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第五号中「再度の」を削る。

第五条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、同条各号を削る。

第十条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号及び第六号を削る。

第十一条第一号中「育児短時間勤務を」を「育児短時間勤務（育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）を」に、「第十四条第二号」を「第十四条第一号」に改め、同条第四号中「第十四条第三号」を「第十四条第二号」に改め、同条第五号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の埼玉県人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員」を「三月以上の期間

を經過したこと（当該育児短時間勤務をした職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児短時間勤務」に改める。

第十四条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第三十条中「次に掲げる」を「育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている」に改め、同条各号を削る。

第三十一条第一項中「部分休業」の下に「（育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）」を加える。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前に改正前の職員の育児休業等に関する条例第三条第四号又は第十一条第五号の規定により職員が申し出た計画は、それぞれ改正後の職員の育児休業等に関する条例第三条第四号又は第十一条第五号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例及び法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十四号）（税務課）

一 趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、県たばこ税の税率を引き上げるとともに、自動車の環境に及ぼす影響に応じた自動車税の税率の特例措置を延長する等の改正を行う。

二 内容

(一) 個人県民税

ア 年少扶養控除の廃止に伴い、給与所得者及び公的年金受給者の扶養親族報告義務の制度を創設する。

イ 平成二十二年度課税分の個人県民税に係る徴収取扱費交付金について、納税義務者の数を三千三百円に乗じて得た金額とする。

(二) 法人県民税・法人事業税

清算所得課税の廃止に伴う規定の整備を行う。

(三) 県たばこ税

ア 税率を次のように改める。

(ア) (1)以外の製造たばこ

千七十四円/千本 千五百四円/千本

(イ) 旧三級品の製造たばこ

五百十一円/千本 七百十六円/千本

イ 手持品課税

旧税率により課税済みのたばこを新税率の適用開始日に販売目的で所有する小売店等に対し、旧税率と新税率の差額を課税する。

(四) 自動車税

環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、軽減対象にプラグインハイブリッド自動車を追加した上で対象をより環境負荷の小さい自動車に重点化し、軽減措置を二段階から一段階にするとともに、重課については要件を従前どおりとし、適用期限をそれぞれ二年延長する。

三 施行期日

公布の日。ただし、二(一)アは平成二十三年一月一日、二(二)及び(三)は平成二十二年十月一日。

条 例

埼玉県税条例及び法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年八月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十四号

埼玉県税条例及び法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の四の次に次の二条を加える。

（個人の県民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第二十六条の五 所得税法第百九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法第三百七十七条の三の二第一項に規定する申告書と併せて法第四十五条の三の二第一項の規定に基づく県民税に関する申告書を、当該給与支払者を經由して、当該給与所得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申告書を提出した給与所得者は、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、同項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法第三百七十七条の三の二第二項に規定する申告書と併せて法第四十五条の三の二第二項の規定に基づく県民税に関する申告書を、当該給与支払者を經由して、当該給与所得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

3 前二項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日にこれらの規定に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

（個人の県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第二十六条の六 所得税法第二百三条の五第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に

規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第三百十七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて法第四十五条の三の三第一項の規定に基づく県民税に関する申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第二百三条の五第二項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、法第三百十七条の三の三第二項に規定する申告書と併せて法第四十五条の三の三第一項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。

3 第一項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

第三十条の三第二項中「同項第一号の二」を「同項第二号」に、「同項第一号の三」を「同項第三号」に改め、「同項第二号の均等割額の算定期間」を削り、「同項第三号」を「同項第四号」に改める。

第三十条の四中「第五項、第二十四項、第二十七項又は第二十八項」を「第九項、第二十二項又は第二十三項」に改める。

第三十一条第二項中「法第七十二条の三十第一項又は法第七十二条の三十一第一項」を「又は第三項」に改める。

第三十一条の二の二第一項第一号八及び第四項中「及び清算所得」を削る。

第三十一条の四第一項第一号八中「又は清算所得」を削り、同号八の表中「及び清算所得」を削り、同項第二号中「又は清算所得」を削り、同号の表中「及び清算所得」を削り、同項第三号中「又は清算所得」を削り、同号の表中「及び清算所得」を削り、同条第三項第一号八、第二号及び第三号中「及び清算所得」を削る。

第三十一条の六第一項第六号中「(当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、当該事業年度終了の日からその最後の分配又は引渡しの行われる日の前日まで)」を削り、同項に次の一号を加える。

七 法第七十二条の二十九第三項の規定により申告納付する場合 残余財産の確定の日の属する事業年度終了の日から一月以内(当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで)

第三十一条の六中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第三十三条の四中「千七十四円」を「千五百四円」に改める。

附則第七条中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改める。

附則第八条中「及び清算所得」を削る。

附則第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

附則第十七条中「五百十一円」を「七百十六円」に改める。

附則第二十三条第一項中「第三項」及び「同項」を「次項及び第三項」に改め、

「（次項において「電気自動車等」という。）」を削り、同項第一号中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同条第二項の表以外の部分を次のように改める。

次に掲げる自動車に対する第四十八条の規定の適用については、当該自動車
が平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新車新規
登録を受けた場合にあつては平成二十三年度分の自動車税に限り、当該自動車
が平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新車新規
登録を受けた場合にあつては平成二十四年度分の自動車税に限り、次の表の上
欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれ
ぞれ読み替えるものとする。

一 電気自動車

二 次に掲げる天然ガス自動車

イ 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この号及び
次項において「車両総重量」という。）が三・五トン以下の天然ガス自動
車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用さ
れるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防
止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基
準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項において「平
成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の
排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分
の一を超えないもので施行規則で定めるもの

ロ 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両
法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきも
のとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この
号及び次項において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合

し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

三 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。）

四 エネルギーの使用の合理化に関する法律第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（次項及び第四項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

附則第二十三条第三項第二号イ中「道路運送車両法第四十条第三号に規定する「、」（以下この号において「車両総重量」という。）及び「同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「及び」という。）に適合し」を「に適合し」に改め、同号ロ中「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「及び」という。）を削り、同条第四項中「百分の百十」を「百分の百十五」に、「第二項の」を「前項の」に、「平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年年度分」に改め、「、当該自動車が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成二十年年度分の自動車税に限り」を削り、同条第五項を削る。

附則第二十七条中「及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しに

より納付すべき法人の事業税を含む。）」を削る。

第二条 法人の県民税の特例に関する条例（昭和五十年埼玉県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び同期間内の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人税額（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人税額を含む。）に係る法人税割」を削る。

第三条第二項第一号中「第五十三条第六項」を「第五十三条第五項」に改め、同項第二号中「第五十三条第十一項」を「第五十三条第九項」に改め、同項第三号中「第五十三条第十五項」を「第五十三条第十二項」に改め、同項第四号中「第五十三条第十九項」を「第五十三条第十五項」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中埼玉県税条例第三十条の三第二項、第三十条の四、第三十一条第二項、第三十一条の二の二第一項第一号八及び第四項、第三十一条の四第一項及び第三項、第三十一条の六並びに第三十三条の四の改正規定並びに同条例附則第八条、第十七条及び第二十七条の改正規定並びに第二条の規定 平成二十二年十月一日

二 第一条中埼玉県税条例第二十六条の四の次に二条を加える改正規定 平成二十三年一月一日

（個人の県民税に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正後の埼玉県税条例（以下「改正後の条例」という。）第二十六条の五の規定は、平成二十三年一月一日以後に提出する同条第一項及び第二項の規定による申告書について適用する。

3 改正後の条例第二十六条の六の規定は、平成二十三年一月一日以後に提出する同条第一項の規定による申告書について適用する。

4 平成二十三年中に改正後の条例第二十六条の六第一項の規定による申告書を提出する場合には、同条第二項中「同項の規定による申告書に記載した事項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）第一条の規定による改正前の所得税法第二百三条の五第一項の規定による申告書（同条第二項の規定により提出した同条第一項の規定による申告書を含む。）に記載した事項のうち法第四十五条の三の三第一項各号に掲げる事項に相当する

もの」として同項の規定を適用する。

(法人の県民税に関する経過措置)

- 5 改正後の条例第三十条の三第二項及び第三十条の四の規定並びに第二条の規定による改正後の法人の県民税の特例に関する条例の規定は、平成二十二年十月一日以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号。以下「所得税法等改正法」という。))第二条の規定による改正後の法人税法(昭和四十年法律第三十四号。次項において「十月新法人税法」という。))第二条第十二号の六に規定する現物分配をいい、残余財産の分配にあつては同日以後の解散によるものに限る。)が行われる場合、同日以後に解散(合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。))若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に合併、分割、現物出資若しくは事後設立(所得税法等改正法第二条の規定による改正前の法人税法(次項において「十月旧法人税法」という。))第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。))が行われた場合又は同日前に解散(合併による解散を除く。))が行われた場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

- 6 改正後の条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成二十二年十月一日以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配(十月新法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配をいい、残余財産の分配にあつては同日以後の解散によるものに限る。))が行われる場合、同日以後に解散(合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。))若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に合併、分割、現物出資又は事後設立(十月旧法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。))が行われた場合における各事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散(合併による解散を除く。))による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 7 改正後の条例附則第十六条の規定は、平成二十二年四月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

8 平成二十二年十月一日(以下「指定日」という。)(前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。)

9 指定日前に埼玉県税条例第三十三条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(同条例第三十三条の五第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。)(が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等(改正後の条例第三十三条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)(又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第三十九条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。

一 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。)(千本につき四百三十円

二 改正後の条例附則第十七条に規定する紙巻たばこ 千本につき二百五十円

10 前項の規定により県たばこ税を課されることとなる者は、その者が卸売販売業者等である場合にはその所持する製造たばこで同項に規定するもの(以下「課税対象製造たばこ」という。)(の貯蔵場所ごとに、その者が小売販売業者である場合には課税対象製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号。附則第十四項において「施行規則」という。)(で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を、平成二十二年十一月一日までに、知事に提出しなければならない。

一 課税対象製造たばこの区分(たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第二十条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。)(及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の本数により算定した前項の規定による県たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

11 附則第九項の規定により県たばこ税を課されることとなる者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四号)(附則第十二条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第三十九条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規

定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、当該前項の規定による申告書は、知事に提出されたものとみなす。

12 附則第十項の規定による申告書を提出した者は、平成二十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付書によって納付しなければならない。

13 附則第九項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、改正後の条例第三十三条から第三十三条の三まで、第三十三条の六及び第三十三条の十の規定を適用する。この場合において、改正後の条例第三十三条の三第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「埼玉県税条例及び法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成二十二年埼玉県条例第三十四号）附則第九項」とする。

14 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第九項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、改正後の条例第三十三条の八の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が改正後の条例第三十三条の七の規定により知事に提出すべき申告書には、施行規則で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

15 附則第九項の規定により課する県たばこ税の賦課徴収に関する事務のうち、次に掲げるものについては、指定日から平成二十三年六月三十日までの間に限り、改正後の条例第四条第二項第三号の規定にかかわらず、附則第十項に規定する課税対象製造たばこの貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地を所管する県税事務所（埼玉県自動車税事務所を除く。）の長に委任するものとする。

一 附則第十項の規定により提出された申告書の受理に関する事務

二 調査に関する事務

三 催告（地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第六項の規定により適用される地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十四条の二十五第一項の規定による督促を除く。）に関する事務

（自動車税に関する経過措置）

16 改正後の条例附則第二十三条の規定は、平成二十二年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十一年度分までの自動車税については、なお従前の例

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県環境科学国際センター条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第三十五号)
(環境政策課)

一 趣旨

加須市における字名の変更に伴い、埼玉県環境科学国際センターの位置の表示を変更する。

二 内容

埼玉県環境科学国際センターの位置の表示を変更し、現行の「加須市大字上種足九百十四番地一」から「加須市上種足九百十四番地一」に改正する。

三 施行期日

平成二十二年八月六日

条 例

埼玉県環境科学国際センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年八月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十五号

埼玉県環境科学国際センター条例の一部を改正する条例

埼玉県環境科学国際センター条例（平成十一年埼玉県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「大字上種足」を「上種足」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第三十六号)(水環境課)

一 趣旨

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部改正に伴い、排水基準を変更するための改正

二 内容

ふつ素及びその化合物に係る基準の適用対象業種から「ほうろつ鉄器製造業」及び「うわ薬製造業(ほうろつうわ薬を製造するものに限る。)」を除外する。

三 施行期日

公布の日

条 例

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年八月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十六号

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例（昭和四十六年埼玉県条例第六十一号）の一部を次に改正する。

別表第三中「ほうろつ鉄器製造業、うわ薬製造業（ほうろつうわ薬を製造するものに限る。）」、「」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設条例（埼玉県条例第三十七号）（産業拠点整備課）

一 趣旨

地域産業の振興並びに地域住民の活動及び交流を促進し、東部地域における拠点の形成に寄与するため、埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設を設置する条例を制定するものである。

二 内容

(一) 設置

名称 埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設
位置 春日部市南一丁目一番七号

(二) 業務

ア 多目的ホール、貸事務室、屋外広場、配膳室^{せん}、控室及び駐車場並びにこれらの附属設備の利用に関すること。

イ その他ふれあい拠点施設の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(三) 休館日及び利用時間

ア 休館日 定めない。ただし、知事は管理上必要があると認めるときは臨時に休館日を定めることができる。

イ 利用時間 午前九時から午後十時まで

(四) 指定管理者による管理

知事は、指定管理者に(二)の業務及びふれあい拠点施設の維持管理に関する業務等を行わせることができる。

(五) 利用料金の収入の帰属及び額の決定

ア 知事は、指定管理者にふれあい拠点施設の利用に係る料金（利用料金）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

イ アの場合における利用料金は、指定管理者が条例に定める範囲内で知事の承認を受け定めるものとする。

(例) 利用料金の上限額（平日一時間）

多目的ホールA 県民利用 五千三百円 一般利用 一万四千五百円

多目的ホールB 県民利用 六千三百円 一般利用 一万七千円

多目的ホールC 県民利用 千三百円 一般利用 七千八百円

(六) その他

利用権の譲渡等の禁止など

三 施行期日

公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日。ただし、指定管理者の指定に関する行為は公布の日、施設等の利用の申請受付は平成二十

三年四月一日

条 例

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設条例をここに公布する。

平成二十二年八月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十七号

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設条例

(設置)

第一条 地域産業の振興並びに地域住民の活動及び交流の促進のための東部地域における拠点の形成に寄与するため、埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設(以下「ふれあい拠点施設」という。)を春日部市南一丁目一番七号に設置する。

(業務)

第二条 ふれあい拠点施設は、次に掲げる業務を行う。

- 一 多目的ホール、貸事務室、屋外広場、配膳室、控室及び駐車場並びにこれらの附属設備(以下「施設等」という。)の利用に関すること。
- 二 その他ふれあい拠点施設の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(休館日)

第三条 ふれあい拠点施設の休館日は、定めない。ただし、知事は、ふれあい拠点施設の管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を定めることができる。

(利用時間)

第四条 施設等を利用することができる時間は、午前九時から午後十時までとする。ただし、知事は、事情によりこれを変更することができる。

(貸事務室等の許可の期間)

第五条 貸事務室及び指定駐車場(貸事務室の利用について第七条第一項の許可を受けた者がその利用に付随して利用するものとして知事が指定する駐車場の区画をいう。以下同じ。)の利用を許可する期間は、三年以内とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、当該貸事務室の利用を許可した期間の初日から引き続き五年を超えない範囲内において、その期間を更新することができる。

(配膳室等の利用の制限)

第六条 配膳室及び控室は、多目的ホールの利用に付随して利用する場合のほかは、利用することができない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第七条 施設等を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 貸事務室を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 創業しようとする者又は前項前段の許可の申請時において創業の日以後五年を経過していない者

二 新たな事業分野への進出を図る中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。）

三 その他ふれあい拠点施設の設置の目的を達成するために知事が特に必要と認めめる者

3 第一項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当するときは、これをしてはならない。

一 ふれあい拠点施設の管理上支障があると認められるとき。

二 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。

三 その他ふれあい拠点施設の設置の目的に反すると認められるとき。

4 知事は、第一項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第八条 前条第一項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び知事の指示)

第九条 知事は、ふれあい拠点施設の利用者の遵守事項を定め、及びふれあい拠点施設の管理上必要があると認めるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第十条 知事は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はふれあい拠点施設の管理上特に必要があると認めるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

一 第七条第四項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。

二 第八条の規定に違反したとき。

三 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 県は、利用権利者が、前項各号のいずれかに該当し、同項の規定による処分を

受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第十一条 利用権利者は、その利用を終えたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。前条第一項の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第十二条 ふれあい拠点施設の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中にふれあい拠点施設の施設若しくは設備を損傷し、又は物品を紛失し、若しくは損傷したときは、これらを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(立入りの禁止等)

第十三条 知事は、ふれあい拠点施設内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の立入りを禁止し、又はその者に対し、ふれあい拠点施設からの退去を命ずることができる。

(指定管理者による管理)

第十四条 知事は、ふれあい拠点施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。第二十条第一項において「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、ふれあい拠点施設の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

一 第二条各号に掲げる業務

二 ふれあい拠点施設の施設（設備及び物品を含む。第十七条第一項第二号及び第十九条において同じ。）の維持管理に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合における第三条から第七条まで、第九条及び第十条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、同条第二項中「県」とあるのは「県又は指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

第十五条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 知事は、次に掲げる基準を満たすものうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

一 県民の平等なふれあい拠点施設の利用を確保することができること。

二 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にふれあい拠点施設の運営を行うことができること。

三 ふれあい拠点施設の設置の目的を効果的に達成し、及び効率的な運営を行うことができること。

四 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。

五 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

(指定管理者の公表等)

第十六条 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(管理の基準等)

第十七条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にふれあい拠点施設の運営を行うこと。

二 ふれあい拠点施設の施設の維持管理を適切に行うこと。

三 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

一 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項

二 指定管理業務の実施に関し必要な事項

三 指定管理業務の事業報告に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、ふれあい拠点施設の管理の適正を期するため必

要な事項

(指定の取消し等)

第十八条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 指定管理業務又はその経理に関する知事の指示に従わないとき。

二 第十五条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。

三 前条第一項各号に掲げる基準を遵守しないとき。

四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 県は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによつて損失を受けることがあつても、その補償の責めを負わない。

3 第十六条第一項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。

(指定管理者による施設の現状変更等)

第十九条 指定管理者は、ふれあい拠点施設の施設の改修、増設その他の知事が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならぬ。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第二十条 知事は、法第二百四十四条の二第八項の規定により、指定管理者にふれあい拠点施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

(利用料金の納付等)

第二十一条 利用権利者は、前条第二項の規定により指定管理者が定めた利用料金を納期限までに指定管理者に納付しなければならない。

2 指定管理者は、利用権利者が前項の規定に違反したときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

3 県又は指定管理者は、利用権利者が前項の規定による処分を受け、これによつて損失を受けることがあつても、その補償の責めを負わない。

(利用料金の減免)

第二十二条 指定管理者は、利用権利者が施設等を公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため利用する場合で、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第二十三条 指定管理者が收受した利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還する。

- 一 ふれあい拠点施設の管理上特に必要があるため、利用の許可を取り消したとき。
- 二 利用権利者の責めに帰することができない理由により、施設等を利用することができないとき。
- 三 利用権利者が、利用料金の全額を納付した後、規則で定める日までに利用の許可の取消しの申出を行い、当該利用の許可の取消しを受けたとき。

(委任)

第二十四条 この条例に定めるもののほか、ふれあい拠点施設の管理に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、附則第三項の規定は平成二十三年四月一日から施行する。

(準備行為)

- 2 第十四条第一項の規定による指定管理者の指定に關し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)前においても、第十五条から第十八条まで及び第二十条第二項の規定の例により行うことができる。
- 3 第七条第一項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、同項及び同条第二項の規定の例によりその申請を行うことができる。

別表(第二十条關係)

- 一 多目的ホール、屋外広場、配膳室及び控室

名称	単位	利用料金の上限額(円)			
		県民利用	一般利用	県民利用	一般利用
多目的ホールA	一時間	平日	日曜日・土曜日・休日	平日	日曜日・土曜日・休日
		五、三〇〇	九、七〇〇	一四、五〇〇	一六、一〇〇

多目的ホールB	多目的ホールC	屋外広場	配膳室 ^{ぜん}	控室A	控室B	控室C
六、三〇〇	一、三〇〇	一、〇〇〇	一時間	一時間	一時間	一時間
一、四〇〇	二、四〇〇	一、五〇〇				
一七、〇〇〇	七、八〇〇	一、〇〇〇				
一八、九〇〇	九、一〇〇	一、五〇〇	一、一〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇

備考

- 一 県民利用とは、次のいずれにも該当するものをいう。
 - イ 県内に住所を有する個人又は法人その他の団体が利用権利者であること。
 - ロ 入場料又はこれに類するものを徴収しない利用であること。
 - ハ 不特定多数の県民を対象とし、かつ、営利を目的としない催しの実施のための利用であること。
 - ニ 一般利用とは、県民利用以外の利用をいう。
 - 三 平日とは、月曜日から金曜日まで（次号に規定する休日を除く。）をいう。
 - 四 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日をいう。
 - 五 第四条ただし書の規定により午後十時から午前九時までの間に多目的ホールA、多目的ホールB、多目的ホールC又は屋外広場を利用する場合の利用料金の上限額については、この表の規定にかかわらず、一時間につき、それぞれ一六、一〇〇円、一八、九〇〇円、九、一〇〇円又は一、五〇〇円とする。
 - 六 多目的ホール及びロビーの可動式の壁を移動し、区画を変更して利用する場合の利用料金の上限額については、規則で定める。
 - 七 施設等の利用について特別に電気、水道又はガスを使用したときは、所定の利用料金のほかに、これらの実費相当額を徴収する。

二 貸事務室

名称	単位	利用料金の上限額（円）
五〇一号室	一月	九四、八一〇
五〇二号室	一月	九四、八一〇
五〇三号室	一月	九四、八一〇
五〇四号室	一月	九四、八一〇
五〇五号室	一月	九四、八一〇
五〇六号室	一月	九四、八一〇
五〇七号室	一月	一九、二七〇
五〇八号室	一区画	四八、八二〇
	全区画（四区画）	一九五、二八〇

備考

一 貸事務室の利用を許可した期間の初日が月の初日でないとき、又は当該期間の末日が月の末日でないときにおける当該月の貸事務室の利用料金は、日割計算によって得た額とする。この場合において、その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

二 貸事務室の利用について電気を使用した場合は、所定の利用料金のほかに、これらの実費相当額を徴収する。

三 駐車場

区分	利用料金の上限額（円）
指定駐車場以外の駐車場（一台）	一時間につき 二〇〇
指定駐車場（一台）	一月につき 一五、〇〇〇

備考

一 指定駐車場以外の駐車場を利用する場合において、利用時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間として利用料金を算定する。

二 指定駐車場の利用を許可した期間の初日が月の初日でないとき、又は当該期間の末日が月の末日でないときにおける当該月の指定駐車場の利用料金は、日割計算によつて得た額とする。この場合において、その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

四 附属設備

規則で定める上限額

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十八号）（県立学校
人事課）

一 趣旨

新たに県立特別支援学校一校を設置し、並びに県立高等学校一校及び県立特別
支援学校一校の位置の表示を変更するための改正

二 内容

- (一) 県立深谷はばたき特別支援学校の設置
- (二) 県立新座総合技術高等学校及び県立騎西特別支援学校の位置の表示の変更

三 施行期日

平成二十三年四月一日

ただし、二(二)については公布の日

条 例

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年八月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十八号

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例

埼玉県学校設置条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二号の表埼玉県立新座総合技術高等学校の項中「新塚五千六十七番地」を「新塚一丁目三番一号」に改める。

第三号の表埼玉県立騎西特別支援学校の項中「大字上種足」を「上種足」に改め、同表中「埼玉県立所沢おおぞら特別支援学校」所沢市大字南永井六百十九番地の七を「埼玉県立所沢おおぞら特別支援学校」所沢市大字南永井六百十九番地の七を「埼玉県立深谷はばたき特別支援学校」深谷市本田五十番地」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第二号の表埼玉県立新座総合技術高等学校の項及び第三号の表埼玉県立騎西特別支援学校の項の改正規定は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十九号）（保健体育課）

一 趣旨

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する介護補償の額を改定するための改正

二 内容

介護補償の額の改定

三 施行期日

公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）

条 例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年八月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十九号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項第一号中「十万四千九百六十円」を「十万四千七百三十円」に改め、同項第二号中「五万六千九百三十円」を「五万六千七百九十円」に改め、同項第三号中「五万二千四百八十円」を「五万二千三百七十円」に改め、同項第四号中「二万八千四百七十円」を「二万八千四百円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。
- 2 改正後の第七条の二第二項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県立げんきプラザ条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十号）（生涯学習文化財課）

一 趣旨

加須市の字名変更に伴い、埼玉県立加須げんきプラザの位置の表示の変更を行うための改正

二 内容

埼玉県立加須げんきプラザの位置の表示から「大字」を削除

（改正前） 加須市大字花崎字江橋四百五十六番地

（改正後） 加須市花崎字江橋四百五十六番地

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県立げんきプラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年八月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十号

埼玉県立げんきプラザ条例の一部を改正する条例

埼玉県立げんきプラザ条例（平成十五年埼玉県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表埼玉県立加須げんきプラザの項中「大字花崎」を「花崎」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年八月六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第八十七号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項中「第三十二条の二」を「第三十一条」に改める。

第四十四条の表二十七号中「第五十三条第五十二項」を「第五十三条第四十七項」

に改め、同表二十七の二号中「第五十三条第五十三項」を「第五十三条第四十八項」

に改める。

別記様式第二十六号の注意之中「平成21年度」を「平成22年度」に改める。

別記様式第二十七号中「第50項」「第45項」「第51項」を「第46項」に改める。

別記様式第二十七号の二中「第50項」「第45項」「第51項」「第46項」を「第45項」「第46項」に改める。
「第52項」「第47項」

別記様式第三十一号の二(二)の注意2を次のように改める。

- 2 「管理者」欄には、取得した不動産を管理する者（事業所長等）を記載すること。

附則

1 この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。ただし、別記様式第二十六号及び別記様式第三十一号の二(二)の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則をここに公布する。

平成二十二年八月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八十八号

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設条例（平成二十二年埼玉県条例第三十七号。以下「条例」という。）第十五条第一項、第二十条第二項及び第二十四条の規定に基づき、埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設（第五条において「ふれあい拠点施設」という。）の指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第十五条第一項の規定による申請は、知事が指定する期限までに様式第一号の指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出することにより行わなければならない。

- 一 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- 二 知事が指定する事業年度の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- 三 知事が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

四 組織及び運営に関する事項を記載した書類

五 条例第十四条第二項の指定管理業務の実施に関する計画を記載した書類

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(多目的ホール等の区画を変更して利用する場合の利用料金)

第三条 条例別表第一号の表の備考六の利用料金の上限額は、利用する施設の面積（当該面積に一平方メートル未満の端数があるときは、一平方メートルとして計算するものとする。）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額とする。この場合において、その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- 一 平日 一時間につき四十五円

二 日曜日、土曜日又は休日 一時間につき五十円

三 条例第四条本文に規定する利用時間以外の時間 一時間につき五十円

(利用料金の承認の申請)

第四条 指定管理者は、条例第二十条第二項の規定により利用料金について知事の承認を受けようとするときは、様式第二号の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

(その他)

第五条 この規則に定めるもののほか、ふれあい拠点施設の指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設指定管理者指定申請書

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名

⑩

指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第2号（第4条関係）

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設利用料金承認申請書

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設指定管理者 ㊤

利用料金の額を次のとおり定めることについて、承認を受けたいので申請します。

1 多目的ホール、屋外広場、配膳室^{ぜん}及び控室

名 称	利用区分	利 用 料 金			
		基 本 料 金		超 過 料 金	
		平 日	日曜日・土曜日・休日	平 日	日曜日・土曜日・休日

2 貸事務室

名 称	利 用 料 金

3 駐車場

区 分	利 用 料 金

4 附属設備

名 称	利 用 料 金

注 1から4までの表によることができないものについては、別紙に記入すること。

規 則

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十二年八月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八十九号

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成二十二年埼玉県条例第十九号)の施行期日は、平成二十二年十月一日とする。

規 則

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年八月六日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

埼玉県教育委員会規則第十八号

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則

埼玉県立学校職員服務規程（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の三第六号及び第七号を削る。

別表第八の二及び別表第八の三を次のように改める。

別表第8の2（第17条の2関係）

育児休業承認請求書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

校 名 _____
 職 名 _____
 氏 名 _____ 印

次のとおり育児休業の承認を請求します。
 育児休業の期間の延長

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 （再度の育児休業又は育児休業の期間の再度の延長が必要な事情を記入すること。） -----	
3 請求期間	年 月 日から	年 月 日まで
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
5 備考		

- (注) 1 この請求書（育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。
- 2 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 3 「5 備考」欄には、（1）請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に出産休暇（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第12条第1項第1号に掲げる場合における特別休暇をいう。）により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）にあってはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、（2）請求に係る子が養子の場合にあっては養子縁組の効力が生じた日、（3）請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 4 該当する口には~~レ~~印を記入すること。

別表第8の3（第17条の2関係）

育児短時間勤務承認請求書	
年 月 日	
埼玉県教育委員会 様	
校	名.....
職	名.....
氏	名..... [㊟]
次のとおり 育児短時間勤務の承認 育児短時間勤務の期間の延長を請求します。	
1 請求に係る子	氏 名
	続 柄
	生 年 月 日
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認（再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入） -----
	3 請求期間
年 月 日から	年 月 日まで
4 勤務の形態	週 時間 分勤務
	(育児休業法第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 の勤務の形態)
勤務の日及び時間帯	月 (: ~ :) 休憩 (: ~ :) 火 (: ~ :) 休憩 (: ~ :) 水 (: ~ :) 休憩 (: ~ :) 木 (: ~ :) 休憩 (: ~ :) 金 (: ~ :) 休憩 (: ~ :)
5 既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から
	年 月 日まで
年 月 日から	年 月 日まで
6 備考	

(注) 1 この請求書（育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。

2 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。

3 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「6 備考」欄に必要な事項を記入すること。

4 「6 備考」欄には、(1)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合にあってはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、(2)請求に係る子が養子の場合にあっては養子縁組の効力が生じた日、(3)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。

5 該当する□には \surd 印を記入すること。

別表第八の四（表）を次のように改める。

別表第8の4（第17条の2関係）

表
部分休業承認請求書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

校 名 _____

職 名 _____

氏 名 _____ ㊟

次のとおり部分休業の承認を請求します。

1 請求に係る子	氏 名		
	続 柄		
	生 年 月 日		年 月 日生
2 請求期間 及び時間	期 間		時 間
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他（ ）	時 分～時 分
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他（ ）	時 分～時 分
3 備 考			

- (注) 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。
- 2 部分休業の承認の請求の取消しを届け出る場合は、その旨を裏面に記入すること。
- 3 該当する□には 印を記入すること。

別表第八の五を次のように改める。

別表第8の5（第17条の2関係）

育 児 休 業 等 計 画 書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

校 名 _____
 職 名 _____
 氏 名 _____ ㊟

職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について次のとおり提出します。

なお、次の記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。

1 請求の別	<input type="checkbox"/> 育児休業			<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務		
2 請求に係る子						
氏 名			生年月日	年 月 日生		
3 請求者の計画						
請 求 期 間		年 月 日から		年 月 日まで		
再度の請求予定期間		年 月 日から		年 月 日まで		
4 備 考						

(注) 1 育児休業等計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出するものとする。

2 「請求期間」欄には、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。

3 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。

4 変更の届出の場合は、1から3までの記載事項のうち変更する箇所のみ記入する。

5 該当する口には 印を記入すること。

別表第八の六中

「育児休業等に係る子を配偶者が養育できるとなった。

その他（

）を「その他（

）」

）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年八月六日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則一八 七

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一八 六）の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第三条第一項中「条例第七条第一項」を「職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号。以下「条例」という。）第七条第一項」に改め、同項第一号中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）」に改め、同項第三号中「国立及び公立の学校の事務職員の退職の特例に関する法律」を「公立の学校の事務職員の退職の特例に関する法律」に改め、同条を第二条とし、第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。

第六条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条を第五条とする。

第七条を第六条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

埼玉県訓令第十六号

訓令

本 庁
地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年八月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第十四条の三第六号及び第七号を削る。

様式第十三号の二及び様式第十三号の三を次のように改める。

様式第 1 3 号の 2 (第 1 4 条の 2 関係)

育 児 休 業 承 認 請 求 書

年 月 日

埼玉県知事 様

所属所名 氏 名[㊤]
職 名 氏 名

次のとおり 育 児 休 業 の 承 認 を 請 求 し ます。
育 児 休 業 の 期 間 の 延 長

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 (再度の育児休業又は育児休業の期間の再度の延長が必要な事情を記入すること。)	

3 請求期間	年 月 日から	年 月 日まで
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から	年 月 日まで
5 備考		

- (注) 1 この請求書(育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書等)又はその写しを添付すること。
- 2 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間として、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 3 「5 備考」欄には、(1)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に出産休暇(職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条第1項第1号に掲げる場合における特別休暇をいう。)により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)にあつてはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、(2)請求に係る子が養子の場合にあつては養子縁組の効力が生じた日、(3)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあつてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 4 該当する□には \surd 印を記入すること。

育児短時間勤務承認請求書

年 月 日

埼玉県知事 様

所属所名 氏 名 職 名 氏 名 職 名 氏 名 職 名

次のとおり 育児短時間勤務の承認を請求します。
育児短時間勤務の期間の延長

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長
	<input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認 (再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入すること。)	
3 請求期間	年 月 日から	年 月 日まで
4 勤務の形態	週 時間	分勤務
	<input type="checkbox"/> 第 1 号 <input type="checkbox"/> 第 2 号 <input type="checkbox"/> 第 3 号 (育児休業法第10条第 1 項 <input type="checkbox"/> 第 4 号 <input type="checkbox"/> 第 5 号 の勤務の形態)	
5 既に育児短時間勤務をした期間	勤務の日及び時間帯	月 (: :) 休憩 (: :) 火 (: :) 休憩 (: :) 水 (: :) 休憩 (: :) 木 (: :) 休憩 (: :) 金 (: :) 休憩 (: :)
	年 月 日から	年 月 日まで
6 備考	年 月 日から 年 月 日まで	

(注) 1 この請求書(育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書等)又はその写しを添付すること。
 2 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
 3 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「6 備考」欄に必要な事項を記入すること。
 4 「6 備考」欄には、「(1)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合にあつてはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、(2)請求に係る子について現に養育している養子縁組の効力が生じた日、(3)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合にあつてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
 5 該当する□には△印を記入すること。

様式第十三号の四（表）を次のように改める。

表
部分休業承認請求書

年 月 日

埼玉県知事 様

所属所名 氏 名[㊦]
職 名 氏 名

次のとおり部分休業の承認を請求します。

1 請求に係る子	氏 名		
	続 柄		
	生 年 月 日	年 月 日 生	
2 請 求 期 間 及 び 時 間	期 間	年 月 日 から	時 分 ～ 時 分
		年 月 日 まで	□毎日 () 時 分 ～ 時 分
		年 月 日 から	□毎日 () 時 分 ～ 時 分
3 備 考			

- (注) 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類 (医師又は助産師が発行する出生 (産) 証明書等) 又はその写しを添付すること。
 2 部分休業の承認の請求の取消しを届け出る場合は、その旨を裏面に記入すること。
 3 該当する□には~~レ~~印を記入すること。

※ 決裁権者記入欄

決 裁 欄	決 裁 権 者					受 理 年 月 日	年 月 日
						決 裁 年 月 日	年 月 日
						承 認 ・ 不 承 認 の 別	

様式第十三号の五を次のように改める。

育 児 休 業 等 計 画 書

年 月 日

埼玉県知事 様

所属所名
職 名 氏 名[㊦]

職員の育児休業等に関する条例第 3 条第 4 号又は第 11 条第 5 号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について次
のとおり提出します。

なお、次の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。

1	請求の別	<input type="checkbox"/> 育児休業	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務
2	請求に係る子		
	子の氏名	生年月日	年 月 日生
3	請求者の計画		
	請 求 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
	再度の請求予定期間	年 月 日から	年 月 日まで
4	備 考		

- (注) 1 育児休業等計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に
に(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後、遅滞なく)提出すること。
2 「請求期間」欄には、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載
した請求期間を記入すること。
3 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速や
かに行うこと。
4 変更の届出の場合は、1 から 3 までの記載事項のうち変更する箇所のみ記入する
こと。
5 該当する□には \blacktriangle 印を記入すること。

様式第十三号の六中 「育児休業等に係る子を配偶者が養育できるとなった。

その他（

）を「その他（

）」

）」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会訓令第五号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年八月六日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等職員服務規程（昭和五十一年埼玉県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の三第六号及び第七号を削る。

様式第十九号の二及び様式第十九号の三を次のように改める。

様式第19号の2（第17条の2関係）

育児休業承認請求書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

所属所名

職 名 氏

名印

次のとおり育児休業の承認を請求します。
育児休業の期間の延長

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	育児休業の承認	育児休業の期間の延長
	再度の育児休業の承認 (再度の育児休業又は育児休業の期間の再度の延長が必要な事情を記入すること。)	育児休業の期間の再度の延長
3 請求期間	年 月 日から	年 月 日まで
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
5 備考		

- (注) 1 この請求書(育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書等)又はその写しを添付すること。
- 2 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 3 「5 備考」欄には、(1)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に出産休暇(職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条第1項第1号に掲げる場合における特別休暇をいう。)により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)にあつてはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、(2)請求に係る子が養子の場合にあつては養子縁組の効力が生じた日、(3)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあつては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 4 該当する には 印を記入すること。

様式第19号の3（第17条の2関係）

育児短時間勤務承認請求書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

所属所名
職 名 氏 名印

次のとおり育児短時間勤務の承認
育児短時間勤務の期間の延長を請求します。

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	育児短時間勤務の承認 育児短時間勤務の期間の延長	
	再度の育児短時間勤務の承認 (再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入すること。)	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 勤務の形態	週 時間 分勤務 (育児休業法第10条第1項 第1号 第2号 第3号 第4号 第5号の勤務の形態)	
	勤務の日及び時間帯	月(: ~ :) 休憩(: ~ :) 火(: ~ :) 休憩(: ~ :) 水(: ~ :) 休憩(: ~ :) 木(: ~ :) 休憩(: ~ :) 金(: ~ :) 休憩(: ~ :)
5 既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
6 備考		

- (注) 1 この請求書(育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書等)又はその写しを添付すること。
- 2 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 3 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「6 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- 4 「6 備考」欄には、(1)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合にあつてはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、(2)請求に係る子が養子の場合にあつては養子縁組の効力が生じた日、(3)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 5 該当する には 印を記入すること。

様式第十九号の四（表）を次のように改める。

部分休業承認請求書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

所属所名

職 名 氏

名印

次のとおり部分休業の承認を請求します。

1 請求に係る子	氏 名		
	続 柄		
	生 年 月 日	年 月 日生	
2 請求期間 及び時間	期 間		時 間
	年 月 日から	毎日	時 分～時 分
	年 月 日まで	その他()	時 分～時 分
	年 月 日から	毎日	時 分～時 分
	年 月 日まで	その他()	時 分～時 分
3 備 考			

(注) 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。

2 部分休業の承認の請求の取消しを届け出る場合は、その旨を裏面に記入すること。

3 該当する には 印を記入すること。

決裁権者記入欄

決 裁 欄	決裁権者				受理年月日	年 月 日
					決裁年月日	年 月 日
					承認・不承認の別	

様式第十九号の五を次のように改める。

様式第19号の5（第17条の2関係）

育児休業等計画書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

所属所名

職 名 氏

名印

職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について次のとおり提出します。

なお、次の記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。

1 請求の別	育児休業	育児短時間勤務
2 請求に係る子		
子の氏名	生年月日	年 月 日生
3 請求者の計画		
請求期間	年 月 日から	年 月 日まで
再度の請求予定期間	年 月 日から	年 月 日まで
4 備考		

- (注) 1 育児休業等計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後、遅滞なく）提出するものとする。
- 2 「請求期間」欄には、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。
- 3 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 変更の届出の場合は、1から3までの記載事項のうち変更する箇所のみ記入する。
- 5 該当する には 印を記入すること。

「 育児休業等に係る子を配偶者が養育できることとなった。
様式第十九号の六中 その他（

を「 その他（
）」

）」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第九十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年八月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

職員用ノート型パーソナルコンピュータの賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成23年2月1日（火）から平成28年1月31日（日）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県企画財政部システム管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成20年埼玉県告示第1032号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部システム管理課システム基盤担当 山崎、森田 電話048-830-2265（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年9月22日（水）午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年9月21日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年9月22日（水）午前11時まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部システム管理課 平成22年9月22日（水）午前11時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成22年9月2日（木）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成22年8月20日（金）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話

048-830-5775（直通）へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of 2,787 notebook personal computers for staff use.

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail or in person: by 5:00 p.m., September 21, 2010

By the electronic bidding system: by 11:00 a.m., September 22, 2010

(3) Contact Information:

Systems Management Division, Planning and Finance Department,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Telephone. 048-830-2265

告 示

埼玉県告示第九十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年八月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年七月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人在宅福祉サービスたすけあい日高
- 三 代表者の氏名
佐藤 清
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県日高市大字榎木百九十九番地二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、住民参加とたすけあいの精神のもとに、在宅で援助が必要な高齢者や障害者、その他の手助けを必要とする人々に対して、地域に根ざした福祉サービスを提供し、健やかに生きがいをもって暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年八月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年八月二日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人バリアフリー・アートの会わーくぼけつと
- 三 代表者の氏名
本橋 幸太郎
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県所沢市緑町三丁目十六番地の十三
- 五 定款に記載された目的
（変更前）この法人は障害をもつ人ともたない人が芸術の共同創造をする場を提供し、誰もが生き生きと輝いて生きていけるバリアフリーな成熟した地域社会づくりを目指します。
（変更後）この法人は障害をもつ人ともたない人が芸術の共同創造をする場の提供と自立を支援する事業を通して、誰もが生き生きと輝いて生きていけるバリアフリーな成熟した地域社会づくりを目指します。

告 示

埼玉県告示第千九十六号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十四条第二号の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十二年八月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分を受けた行政書士の氏名

本多 賢太郎

二 処分を受けた行政書士の事務所の所在地

埼玉県川口市本町四丁目3番6号本町ハイツ202号室

三 処分を受けた行政書士の登録番号

第九九一三八三〇九号

四 処分をした年月日

平成二十二年八月四日

五 処分の内容

二月間の業務の停止（平成二十二年八月十三日から平成二十二年十月十二日まで）

告 示

埼玉県告示第九十七号

埼玉県競輪事務委託規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年八月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県競輪事務委託規程の一部を改正する告示

埼玉県競輪事務委託規程（平成十八年埼玉県告示第七百八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「法」という。」を削り、「第一条第六項」を「第三条」に、「同項」を「同条」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第九十八号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

平成二十二年八月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 受託者の名称及び所在地

株式会社ケイドリームス

東京都府中市宮町一丁目四十番地

二 委託契約締結日

平成二十二年八月一日

三 委託期間

平成二十二年八月一日から平成二十三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年八月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク川越むさし野店

川越市むさし野十七番九 外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者及び大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベルク 代表取締役 原島功

大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年三月三十日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

二千百九十八平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 百五十九台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 百三十台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 百九平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 十四立法メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口の数 二箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十二年七月二十九日

二 縦覧期間

平成二十二年八月六日から平成二十二年十二月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年八月六日から平成二十二年十二月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第千百号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（区画整理事業）計画の変更を平成二十二年八月三日認可した。

平成二十二年八月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

指扇北土地改良区

二 事務所の所在地

さいたま市

告 示

埼玉県告示第千百一号

平成二十二年七月十三日付け埼玉県告示第九百九十九号で告示した草加都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分、用途地域に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十二年八月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により
土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十二年八月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 組合の名称
和光北インター地域土地区画整理組合
- 二 事業施行期間
平成二十一年十二月二十五日から
平成二十九年三月三十一日まで
- 三 施行地区
和光市新倉二丁目、四丁目、五丁目の各一部
- 四 事務所の所在地
和光市広沢一番五号 和光市役所
- 五 設立認可の年月日
平成二十一年十二月二十五日
- 六 変更内容
事務所の所在地を「和光市広沢一番五号 和光市役所」から、「和光市新倉五丁目四番」と変更する。
- 七 変更認可の年月日
平成二十二年八月六日

告示

埼玉県熊谷県税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第一項の規定により、次のとおり特約業者の指定を行った。

平成二十二年八月六日

埼玉県熊谷県税事務所長 亀山英和

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定年月日
下妻液化ガス株式会社	代表取締役 下妻賢司	埼玉県深谷市上柴町西一丁目十八番地三	平成二十二年八月一日

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年八月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月六日

埼玉県行田県土整備事務所長

吉 田

学

飯積向古河線	路 線 名
加須市栄八〇七番一地先から同 市栄八一二番三地先まで	供用開始の区間
平成二十二年八月六日	供用開始の期日
ト 延長一五一・〇〇メ	備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年八月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 南 沢 郁 一 郎

<p>松戸草加線</p>	<p>路線名</p>
<p>三郷市高州三丁目四五九番一地先から同 市高州二丁目一八二番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年八月六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長一六六・〇〇メートル 域の一部供用開始である。 二四号で告示した道路区 三日付け埼玉県告示第五 及び平成十六年三月二十 埼玉県告示第一一二一号 平成十四年六月七日付け</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年八月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十二年三月三十日

指令川建セ第二一 一八 号

二 検査済証番号

平成二十二年七月三十日

川建セ第二二 四四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字山田字棘山三七八番二、三八九番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡滑川町大字山田三七八番地

服部 正志

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年八月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十二年六月二十一日

指令川建セ 第二二〇〇一五〇号

二 検査済証番号

平成二十二年八月二日

第二二〇〇四二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡嵐山町大字杉山字玉ノ岡七七九番二、七八一番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡嵐山町大字杉山七七九番地

内田 裕一

告 示

埼玉県病院事業告示第十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十二年八月六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

病院局職員用ノート型パーソナルコンピュータの購入 一式

(2) 購入案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成22年10月29日（金）

(4) 納入場所

埼玉県病院局経営管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）による入札も認める。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に入力し、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成20年埼玉県告示第1032号）に基づき、「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から入札日までの期間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止期間中でない者であること。

(4) 本件入札の公告日から入札日までの期間に埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 国（公団含む）又は地方公共団体と本件と同等もしくはそれ以上の規模のパーソナルコンピュータの納入実績を有すること。

(6) 本件業務について、仕様の要求する事項を確実に履行できることを証明した

者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による）。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送する場合の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒330 - 0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5 - 6 - 5

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 数藤(すどう)・原田

電話048 - 822 - 1748（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の入手方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、上記問い合わせ先まで連絡すること。

イ 入手手順

埼玉県ホームページ（<http://www.pref.saitama.lg.jp/>）の「申請・手続・入札・調達」欄の「電子入札総合案内」から「2：システム入口」、「入札情報公開システム」に進み、画面の表示に従ってダウンロードすること。

エ 紙媒体での入手を希望する場合

上記（1）の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札説明会

なし。

(4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年9月17日（金）午後2時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年9月16日（木）午後5時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便にすること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成22年9月17日（金）午後2時35分

なお、開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を平成22年8月31日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

294 notebook personal computers for staff use.

(2) Time-limit for tender:

14:00 p.m. ,September 17,2010.(bidding by registered mail must be

received by 5:00 p.m. , September 16,2010)

(3) Contact Infomation:

Hospital Management Division,

Prefectural Hospitals Bureau, Saitama Prefectural Government,

Kitaurawa 5-6-5,Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-0074 Japan,

Telephone: 048-822-1748

告 示

埼玉県公安委員会告示第210号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）並びに法第99条の3第4項第1号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条及び第10条第2項の規定により公示する。

平成22年8月6日

埼玉県公安委員会委員長 高 梨 邦 彦

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 牽引免許に係る技能検定員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- キ 牽引免許に係る教習指導員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

2 審査期日等

(1) 期日

ア 論文審査

平成22年9月7日（火）及び9月8日（水）

イ 技能審査

平成22年10月2日（土）、10月5日（火）、10月6日（水）、10月7日（木）
及び10月8日（金）

ウ 面接審査

平成22年10月2日（土）、10月13日（水）、10月14日（木）及び10月15日
（金）

(2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4

埼玉県警察運転免許センター

3 申請手続

(1) 申請期間

平成22年8月6日（金）から8月20日（金）までの間（日曜日及び土曜日を
除く。）

(2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書（規
則別記様式第1号）を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自
動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

(3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

4 審査手数料

審査手数料については、埼玉県証紙により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係（電話 048-543-2001
内線241）